

幼児期の保護者の方へ お子さんの発達・成長で「気になること」 一人で悩んでいませんか？



こうしたことは子どもの性格や、発達の過程で見られることがあります、状態によっては発達障がいの症状である場合も考えられます。子どもの特性を踏まえ、その子に合った接し方をしたり、環境を整えたりすることでお子さんの困りごとを減らし、個性を伸ばすことができます。

このパンフレットでは、発達障がいのある子どもへのかかわり方や相談先を紹介しています。一人で抱え込まないで、相談してみましょう。

令和5年1月
庄内総合支庁 子ども家庭支援課

パンフレットの
ダウンロードは
こちら→



発達障がいって？

発達障がいは、生まれつきみられる脳の働き方の違いにより、幼児のうちから行動面や情緒面に特徴がある状態です。



発達障がいの子どもは、他の子どもに比べて、手助けや配慮が必要な場面が多いですが、周囲が本人の特徴を理解し、早い時期から適切なサポートをしてあげれば、**その子の良さを伸ばしていく**ことができます。



発達の偏りがあるかな？と思ったら…

一人で悩まずに、相談してみましょう！



「うちの子はなぜこんなにできないのか」と落ち込んでいる親御さんもいると思います。成長の仕方は一人ひとり違います。その子に合った接し方をしたり、環境を整えたりすることで、お子さんの困りごとを減らし、社会の中で生活しやすくすることができます。地域には、発達障がいのお子さんを持つ「親の会」もあります。**一人で抱え込みず、相談してみましょう。**

家庭での関わり方は？

1つ目

「いいところ」「努力しているところ」はほめて自信を持たせましょう！

お子さんに、自分のいいところを気づかせ、伸ばしていくことが大切です。早い段階で気づき、適切な支援をすることでお子さんの能力を引き出し、長所を生かして自分らしく生活することができるようになります。

子どもの気持ちに寄り添い、良き相談相手となる

- ✗ 「どうしてそんなことしたの！」
- 「うまく言えなくていらっしゃったのね。」

ほめて、自信を持たせる

- ✗ 「〇〇してはダメ。」
- 「〇〇ができたね。」
「〇〇してくれてありがとう。」

子どもの可能性を信じる

- ✗ 「困った子だ。」「他の子より育てにくい。」
- 「このやり方だとうまくできるね。」



☆ ほめ方のコツ

「すぐに」「具体的に」です！
単純に「えらいね。」ではなく、「片づけすぐにしてえらいね。」などとプロセスに注目して声掛けしてみましょう。

2つ目

どうしてほしいのかを具体的に伝えましょう！

発達障がいのあるお子さんは、暗黙の了解や社会のルールが分からぬことがあります。注意したり叱ったりするだけでは、どうしたらよいのか分からぬので、具体的にどのようにしたらよいのか教えましょう！

伝え方は以下のポイントを参考にしてみてください。



☆ 伝え方のポイント 「短く」「具体的に」！！

- ①何をいつまでにするか具体的に伝える。
- ②一度に一つの指示や内容にし、簡潔にはっきり伝える。
- ③何をしてほしいのかわかるように結論から話す。
- ④言葉だけでなく、写真や絵を示しながら伝える。



庄内地域の相談窓口

子育てや発達に不安があつたら…



まずはお住まいの市町の窓口
に相談しましょう！

相談機関	連絡先	乳幼児期	学齢期・思春期
鶴岡市 健康課 母子保健係 子ども家庭支援センター	0235-35-0157		
	0235-25-2741		
酒田市 健康課 こども未来課 こども家庭センター	0234-24-5733		
	0234-26-6258		
三川町 健康福祉課 健康係	0235-35-7033		
庄内町 子育て応援課 こども家庭支援係 子育て応援課 児童発達支援係	0234-42-0164		
	0234-42-0158		
遊佐町 健康福祉課 健康支援係	0234-72-4111		

※学齢期以降の相談は、教育委員会が主導で対応しているため斜線とっています。

ペアレントメンターに相談したいときは…

同じ立場の親が相談に
のってくれる！

ペアレントメンターは発達障がいのあるお子さんを育てた経験のある先輩ママやパパで、同じ悩みを抱えながら子育てをしてきた経験・知識・情報を活かし、相談にのります。

相談機関	連絡先	乳幼児期	学齢期・思春期
キッズスクールメグシイ*	0235-23-3583		

※キッズスクールメグシイは、山形県ペアレントメンター事業で山形県が委託している事業所です。

就学や学校生活に不安があつたら…

相談機関	連絡先	乳幼児期	学齢期・思春期
にこにこ相談（山形県教育センター）	023-654-6060		
地域教育相談窓口 (鶴岡市立朝陽第二小学校内)	0235-25-9460		
市町村教育委員会	各市町の教育委員会 へお問合せください。		

- ・にこにこ相談…障害や発達、家庭における養育などの総合的な教育相談会です。(就学相談を除く)
- ・地域教育相談窓口…ことばや発達などに心配のある幼児のための教育相談窓口・指導機関です。

その他に相談できるところ

相談機関	連絡先	乳幼児期	学齢期・思春期
山形県発達障がい者支援センター	023-673-3314		
発達相談支援センター「すてっぷ」(鳥海学園)	0234-75-3334		
庄内総合支庁 子ども家庭支援課	0235-66-5653		
庄内児童相談所	0235-22-0790		
児童家庭支援センター「シオン」	0235-68-5477		

こんなサービスもあります！

障害児通所支援（児童福祉法）

◆児童発達支援

未就学児（小学生未満）が日常生活動作や知識技能を身につけることができるよう、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

◆放課後等デイサービス

学校へ通学中の児童（小学生～高校生）が、放課後や夏休み等の長期休暇を利用して、生活能力を向上させるために必要な訓練や地域との交流を促進します。

障害福祉サービス（障害者総合支援法）

日常生活の介護や必要な生活能力等を身につけるための訓練などを行います。通いだけでなく、自宅にいながら利用できるサービスもあります。詳しい内容は、各市町又は相談支援事業所へお問い合わせください。

◆市町（福祉担当）

鶴岡市 福祉課障害福祉係 0235-35-1273

酒田市 こども未来課発達支援係 0234-26-6258

三川町 健康福祉課福祉係 0235-35-7030

庄内町 保健福祉課福祉係 0234-42-0149

遊佐町 健康福祉課福祉係 0234-72-5884

サービスを利用するには…

※サービスの利用には受給者証が必要です。

各市町役場

サービスの内容や量の決定・受給者証の発行を行います。

- ①相談・申請
③受給者証の発行*

サービスを利用したい！



②代理申請

相談支援事業所

お子さんの状況や保護者の意向等を踏まえて、サービス等利用計画を作成します。

①相談

④利用開始



障害福祉サービスの利用